平成２２年（フ）第８２１号
広島市東区牛田東２丁目12番54―406号
債務者　八田　育子（旧姓木原）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３７号
広島市西区大宮２丁目５番６―201号
債務者　吉岡　幸二
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３号
福岡県小郡市小郡98番地１
債務者　佐藤　新吾
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２５号
北九州市門司区柳原町８番１―103号
債務者　天野　俊子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４９４号
北九州市小倉北区片野３丁目４番13号ハトヤ荘12号
債務者　幸松あい子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５２４号
北九州市八幡東区白川町２番１号内野ビル202
債務者　川瀬　良雄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２３号
宮崎県延岡市昭和町２丁目2233番地
債務者　渡邊　由樹
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１３５号
宮崎県延岡市日の出町１丁目４番地４
債務者　椎葉　廣人
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５２号
鹿児島県鹿児島市犬迫町509番地
債務者　下入佐静代
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目４番34号ハマショウハイツ９号棟
債務者　横山　広行
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目４番34号ハマショウハイツ９号棟
債務者　横山さやか
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
鹿児島県鹿児島市下福元町8944番地１
債務者　月精　秀雄
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８５号
鹿児島県伊佐市大口里2810番地１市営高校西団地４―401
債務者　神川　秀徳
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
北海道苫小牧市美園町３丁目５番４号　プルメージュ22―102号
債務者　加藤　俊雄
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２５号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住４―204
債務者　中村　　一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２６号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住４―204
債務者　中村　勝江（旧姓南須原）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１３０号
北海道苫小牧市緑町１丁目13番11号
債務者　佐々木俊之
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２７３号
青森県八戸市新湊１丁目５番６号
債務者　川井　康江
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係